

東近江行政組合の給与・定員管理等について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 各部門別職員数の状況と主な増減の理由

部 門		職員数 (人)			主な増減理由
		令和4年	令和5年	前年比	
一般 行政職	事 務 局	7 (1)	7 (1)	0	
	救急医療事務局	4 (2)	4 (2)	0	
	小 計	11 (3)	11 (3)	0	
消防職	消防本部 及び消防署	310 (6)	314 (12)	4	再任用職員の増員
	小 計	310 (6)	314 (12)	4	
合 計		321 (9)	325 (15)	4	

※1 職員数は各年4月1日現在の職員数である。

※2 () 内は、再任用職員及び会計年度任用職員である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6 人	45 人	39 人	29 人	52 人	49 人	51 人	17 人	23 人	14 人	325 人

(3) 職員の採用・退職状況

	期間	一般行政職	消防職	備考
採用	R4.4.2 ~ R5.3.31	0	0	
	R5.4.1	0	13	
	合 計	0	13	
退職	R4.4.1 ~ R5.3.30	0	3	
	R5.3.31	0	12	定年退職は11名
	合 計	0	15	

※再任用職員、会計年度任用職員は除く。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
令和4年度	3,481,697 千円	2,570,380 千円	73.8%

※人件費には、特別職に支給する報酬を含む。

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和4年度	321 人	1,132,768 千円	359,932 千円	431,450 千円	1,924,150 千円	5,994 千円

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 職員数には、再任用職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を含む、ただし、当該年度において給与費の支給が無かった職員は除く。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	49.5 歳	329,418 円
消防職	37.2 歳	295,603 円

※「平均給料月額」とは、各職種職員の基本給の平均である。

(4) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		東近江行政組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	採用なし	185,200 円
	高校卒	採用なし	154,600 円
消防職	大学卒	191,700 円	
	高校卒	164,100 円	

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給与月額状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	大学卒	265,467 円	306,914 円	360,050 円
	高校卒	235,200 円	282,980 円	317,375 円

(6) 級別職員数等の状況（令和5年4月1日現在）

職務の級	職務の名称		職員数	構成比
	一般行政職員	消防吏員		
7 級	事務局長、事務局次長、主監	消防長、消防次長 防災担当監、主監 消防監の階級にある署長	7 人	2.15%
6 級	課長、事務長 参事	課長、署長 参事、副署長	18 人	5.54%
5 級	課長補佐、事務長補佐、所長 主幹	課長補佐、署長補佐、出張所長 主幹	51 人	15.69%
4 級	副主幹 相当高度な業務を行う主査 専門員	係長 相当高度な業務を行う主査 専門員	52 人	16.00%
3 級	主査 主任主事 相当高度な業務を行う副主任主事	主査 相当高度な業務を行う消防士長 相当高度な業務を行う消防副士長	103 人	31.69%
2 級	副主任主事	消防士長 消防副士長	29 人	8.92%
1 級	主事	消防士	65 人	20.00%

※東近江行政組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

3. 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当の状況

東近江行政組合		国	
一人当たり平均支給額			
1,353 千円			
令和4年度支給割合		令和4年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分
(0.675) 月分	(0.90) 月分	(0.675) 月分	(0.90) 月分
加算措置の状況		加算措置の状況	
職制上の段階、職務の級による加算措置		職制上の段階、職務の級による加算措置	

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※2 令和3年度人事院勧告の引き下げ分を令和4年6月期で調整

(2) 退職手当の状況

東近江行政組合			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
前年度の定年退職者 11 名に支給された一人当たりの平均支給額は 22,409 千円					

(3) 地域手当の状況 (令和5年4月1日現在)

平成22年4月から支給されていない。

(4) 特殊勤務手当の状況

①特殊勤務手当の種類

種類	名称	主な対象職員	主な対象業務	支給単価
1	火災防御手当	当該業務に従事した職員	火災現場での消防業務	1件400円
2	救助出動手当	当該業務に従事した職員	救助現場での救助活動	1件200円
3	救急出動手当	当該業務に従事した職員	救急現場での救急活動	1件200円
4	火災原因調査手当	当該業務に従事した職員	火災現場での原因調査	1件200円
5	隔日勤務手当	勤務が2日間に渡り24時間拘束される職員	隔日勤務	月額3,000円
6	救急救命士手当	救命士資格を有する者	救急救命士としての救急救命活動	1件1,000円 (救命行為のみ)
7	新型コロナウイルス感染症により生じた事象に対処するための特殊勤務手当	当該業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症患者等(疑い含む)の搬送に当たる救急業務及び感染が疑われる車両等の消毒作業に当たる活動	日額3,000円 日額4,000円(長時間等)

②特殊勤務手当の支給実績等 (令和4年度決算)

支給実績	支給職員一人当たりの平均支給年額	職員全体に占める支給職員の割合
53,687 千円	216,478 円	80.0%

※消防職員の支給割合である。

(5) 時間外勤務手当の状況

令和4年度 (決算)	支給実績	78,594 千円
	支給職員一人当たり平均支給年額	336 千円
令和3年度 (決算)	支給実績	65,058 千円
	支給職員一人当たり平均支給年額	268 千円

(6) その他の手当の状況

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 一人当たりの 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子一人につき5,000円の加算	同	55,348 千円	285,299 円
住居手当	借家、借間 (最高支給限度額) 28,000 円	同	12,946 千円	264,211 円
通勤手当	交通機関利用者 (最高支給限度額) 55,000 円 2 km未満 支給無し 2 km以上 5 km未満 2,000 円 5 km以上10km未満 4,200 円 10km以上15km未満 7,100 円 15km以上20km未満 10,000 円 20km以上25km未満 12,900 円 25km以上30km未満 15,800 円 30km以上35km未満 18,700 円 35km以上40km未満 21,600 円 40km以上45km未満 24,400 円 45km以上50km未満 26,200 円 50km以上55km未満 28,000 円 55km以上60km未満 29,800 円 60km以上 31,600 円	同	27,367 千円	85,255 円
管理職手当	(組合事務局) 事務局長 79,300 円 事務局次長 75,000 円 主監 66,700 円 課長及び救急医療事務局事務長 57,800 円 参事 49,100 円 課長補佐及び事務長補佐 44,300 円 主幹 42,500 円 (消防本部) 消防長 79,300 円 次長及び防災担当監 75,000 円 主監及び消防監の階級にある署長 66,700 円 課長及び署長 57,800 円 参事及び副署長 49,100 円 課長補佐、署長補佐及び出張所長 44,300 円 主幹 42,500 円	異	43,898 千円	577,612 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられ勤務したものに対して、1時間当たりの給与額135/100を勤務時間数に応じて支給	同	69,789 千円	323,098 円
管理職特別勤務手当	5級以上の職員で、臨時・緊急の必要、公務運営の必要により週休日または休日等に6時間以上勤務した者に対して勤務1回につき8,000円の範囲内で支給。6時間以上勤務した場合は150/100を乗じて得た額を支給	異	7,389 千円	101,219 円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	1日の勤務時間	1週間の勤務時間	勤務する時間	備考
毎日勤務者	7時間45分	38時間45分	8時30分から 17時15分まで	
隔日勤務者	15時間30分	38時間45分	8時30分から 翌日8時30分まで	2交代制 4週8休制 1日の勤務時間には、 仮眠時間6時間を含む

(2) 年次有給休暇の取得状況

区分	平均取得日数	消化率	
一般行政職	8.5 日	42.5%	
消防職	日勤者	10.0 日	50.0%
	隔勤者	11.3 日	56.7%

※年度途中で退職した者は除く。

5. 育児休業および部分休業の取得状況

区分		令和4年度中の 育児休業取得状況 (全職員)		令和4年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員の 育児休業取得状況		
		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 対象者	育児休業	部分休業
一般行政職	男性	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0
消防職	男性	5	0	21	4	0
	女性	3	2	1	1	0

6. 職員の分限及び懲戒処分に関する状況

(1) 分限処分の状況

処分事由	区分	分限処分			
		免職	休職	降任	計
勤務実績が よくない場合	一般行政職	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0
心身の故障の 場合	一般行政職	0	0	0	0
	消防職	0	3	0	3
職に必要な適格 性を欠く場合	一般行政職	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0
刑事事件に関し 起訴された場合	一般行政職	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0
条例で定める事 由による場合	一般行政職	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0
合計		0	3	0	3

(2) 懲戒処分の状況

処分事由	区分	懲戒処分				
		免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に 関する不正	一般行政職	0	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	一般行政職	0	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0	0
一般非行行為	一般行政職	0	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0	0
収賄等関係	一般行政職	0	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0	0
道路交通法違反	一般行政職	0	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0	0
監督責任	一般行政職	0	0	0	0	0
	消防職	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

7. 職員の研修の状況

(1) 一般行政職

研修機関 または種別	研修名	研修者数
滋賀県市町村 職員研修 センター	部・次長級職員研修	1人
	契約事務担当職員研修	1人
	管理職マネジメント研修	1人
	事務ミス防止研修	1人
	給与事務担当職員研修	1人

(2) 消防職

研修機関 または種別	研修名	研修者数	
消防大学校	幹部科	1人	
	火災調査科	1人	
	予防科	0人	
	警防科	0人	
	救急科	0人	
	救助科	0人	
	指揮隊	0人	
	高度救助	0人	
	実務講習会	1人	
	救急救命士 研修所	救急救命士養成	3人
	指導救命士養成	1人	
滋賀県消防学校	初任教育	10人	
	専科 教育	警防科	5人
		特殊災害科	0人
		予防査察科	5人
		危険物科	0人
		火災調査科	0人
		救急科	9人
		救助科	6人
	幹部 教育	初級幹部科	6人
		中級幹部科	0人
		上級幹部科	0人
	特別 教育	特別幹部教育	1人
		水難救助教育	3人
		指揮隊教育	6人
体育指導員教育		0人	
はしご自動車等教育		4人	
	女性消防職員教育	2人	
兵庫県消防学校	中級幹部科	2人	
滋賀県市町村 職員研修 センター	給与事務担当者研修	1人	
	契約事務担当職員研修	2人	
	管理職マネジメント研修	2人	
	課長補佐級職員研修	5人	
	技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5人
	玉掛け技能講習	5人	
	小型移動式クレーン運転技術講習	5人	
	ガス溶接技能講習	2人	
	無人航空機（ドローン）操縦講習	3人	
その他	京都市消防局火災調査実務研修	1人	
	湖南広域消防局違反是正に係る実務研修	1人	
	大阪市消防局予防実務研修	1人	

8. 職員の人事評価に関する状況

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価のことで、「能力評価」と「業績評価」により行います。

当組合では、職員の育成と組織の活性化を目的に、平成 28 年度から人事評価制度を導入しています。

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する各事業状況

事業名	対象者
総括安全衛生管理者会	総括安全衛生管理者
安全衛生担当者研修会	安全衛生担当者
定期健康診断	全職員
定期健康診断（2回目）	隔日勤務者
特殊健康診断（高気圧健康診断）	潜水業務従事職員
成人健康診断	30歳以上の職員
胃検診	35歳以上の職員
大腸検診	35歳以上の職員
子宮頸がん検診	20歳以上の女性職員
乳がん検診	20歳以上の女性職員
ストレスチェック	全職員

(2) 職員互助会の設置

本組合の福利・厚生制度の増進及び共済制度の確立を目的として「東近江行政組合職員互助会」を設置し、職員の健康増進を目的に体育事業、文化事業及び厚生事業を実施しています。

(3) その他の事業

滋賀県市町村職員共済組合が実施する助成事業及びライフプラン支援事業等への参加をしています。

10. 公平委員会への要求及び不服申し立ての状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求内容

特に無し

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

特に無し